

富永雄二議員の一般質問での LGBT に対する認識に抗議する声明書

レインボーコミュニティ西東京

6月5日に行われた富永雄二議員の一般質問の中で、性的マイノリティへの理解増進のあり方についての意見がありました。その意見に対してレインボーコミュニティ西東京として断固抗議します。

まず、性的マイノリティに対する理解増進は重要であるとしながらも、新たに法や制度を作ることに慎重な立場を表明している点について、矛盾していると指摘します。私たちは、性的マイノリティへの理解を増進するためには、法や制度の整備が不可欠であると考えます。現在の日本において、性的マイノリティは、様々な差別や偏見に直面しており、その多くは法的な保護が不十分であることが原因です。例えば、同性カップルは婚姻の権利を認められておらず、相続や税制などの面で不利益を被っています。また、トランスジェンダーは、性別適合手術を受けることや戸籍上の性別変更をすることに厳しい条件が課されており、自分らしく生きることが困難です。これらの問題を解決するためには、法や制度の改善が必要です。理解増進だけでは、性的マイノリティの方々の人権や尊厳を守ることはできません。

次に、「我が国においては性的マイノリティの方々が社会から迫害を受けてきたという歴史は確認できず、むしろ我が国はそのような方々にきわめて寛容な文化を持ってきた社会であると言えるからです」という発言についてですが、根拠が乏しく、偏見に基づいていることを指摘します。日本が欧米よりも性的マイノリティに寛容な文化を持っているという主張は、歴史的事実を無視しています。江戸時代までは性的マイノリティが自然に受け入れられてきたというのは、一部の上流階級や芸能界に限定された現象であり、一般社会では厳しい規範が存在していました。また、明治維新以降も欧米からキリスト教や近代的な道徳観を輸入したことで、性的マイノリティへの差別や迫害が強まりました。現在でも、性的マイノリティは暴力やヘイトスピーチにさらされたり、自殺率が高かったり、精神疾患を発症する割合が高かったりなど、社会から排除されている現実があります。

厚生労働省が2015年度に実施した「性的マイノリティに関する実態調査」結果では、LGBT当事者の自殺企図率は全体で25.9%であり、一般成人の3.1%(厚生労働省「国民健康・栄養調査」2014年度)と比べて約8倍高いことがわかりました。特にトランスジェンダーの自殺企図率は46.5%と高く、性的指向や性自認によって自殺企図率に差があることが示されました。また、内閣府が2019年度に実施した「若者の意識に関する世論調査」では、LGBT当事者であると回答した人の69.0%が学校生活で不快な思いをしたことがあると回答しており、LGBT当事者ではない人の27.7%と比べてLGBT当事者の方が学校生活で不快な思いをした割合が高いことがわかりました。そして、東京都が2020年度に実施した「東京都 LGBT 等意識・実態調査」では、LGBT当事者であると回答した人うちの59.1%が職場で差別や偏見を感じたことがあると回答しており、LGBT当事者ではないと回答した人の14.6%と比べて、LGBT当事者の方が職場で差別や偏見を感じた割合が高いことがわかっています。これらの事実を無視して日本は寛容だと言うのは、性的マイノリティの苦しみを軽視するものです。

さらに、「この件について、欧米の流儀に合わせるべきかについては時間をかけて極めて慎重で丁寧な議論が必要だと考えています」という主張については、国際社会で共通の価値観として認められている人権尊重の

原則を無視するものです。性的指向や性自認は個人の尊重されるべきアイデンティティであり、そのような個人を差別したり暴力を加えたりすることは、国際人権法に違反する行為です。日本は、国連の普遍的な人権宣言や国際人権規約などの国際的な人権文書に加盟しており、性的マイノリティの人権を保護する義務があります。

また、日本はG7の一員として、2015年6月にドイツ・エルマウで開催されたサミットで「性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、誰もが同じ機会を得て、差別や暴力から保護されることを確保することへの、我々の完全なコミットメントを再確認する」という首脳宣言に署名しています。そして、今年5月に広島で行われたサミットでの首脳声明では、性的マイノリティの人権を保障するための、誰もが差別を受けることのない社会を実現するという事を岸田首相は断言しました。これらの国際的な約束を守るためにも、日本は性的マイノリティの人権を保障する法や制度を整備する必要があります。欧米の流儀というよりは、日本が国際社会の一員として果たすべき責任です。

また、トランスジェンダー女性への対応について懸念を示している点について、根拠のない恐怖や偏見に基づいていると反論します。「自分が女性だと偽り、自認主張する男性がトランスジェンダー女性を装って女性が使用するトイレで犯罪行為に及ぶ可能性について指摘があることから、女性が使用するトイレでは安全が担保されなければならない、という声が上がってきております」との発言は、トランスジェンダー女性を犯罪者や危険人物とみなし女性トイレから排除しようとしているものです。しかし、トランスジェンダー女性の犯罪率がその他の人に比べて高いことを示すデータは存在しません。そもそも盗撮や性的嫌がらせなどの犯罪目的でトイレに侵入することは建造物侵入罪に当たる行為です。また、盗撮や性的嫌がらせを実際に行った場合には強制わいせつ罪や東京都迷惑防止条例違反に当たります。これらの刑事法や条例の運用が性別によって変わることはありません。すなわちトイレでの犯罪行為は既存の法令により性別を問わず罰せられるということです。このように、犯罪率や刑罰に差異がないにもかかわらず、女子トイレからトランスジェンダー女性のみを排除しようとするのは、正當な理由に欠けており差別行為であるといえます。

そして、公衆浴場に関する話ですが、トランスジェンダー女性と「悪意を持って女性トイレや女湯に入る人」は全く別の話です。公衆浴場については、浴室は男女に区分した構造について、公衆浴場法が規定する風紀の確保に必要な措置として定められており、入浴についてはおおむね7歳以上の男女を混浴させないこととしています。これにより、制限年齢の戸籍上の男性は女湯へ入浴することはできません。そもそも、トランスジェンダー女性が「性別適合手術や戸籍変更をせずに女性トイレや女湯に入らせてください」と立法を要求してきたわけでもありません。

加えて、宝塚大学看護学部の日高康晴教授がLGBTQ+を対象に2019年に行った調査(有効回答数10,769人)では、トランスジェンダー女性の57%、トランスジェンダー男性の51.9%が性暴力被害経験を有していました。性暴力はシスジェンダー(注:割り当てられた性別と性自認が一致している)の女性だけでなく、トランスジェンダーにとっても切実な課題であるといえます。したがって、性暴力に関しては、性別による区別なく被害対策を強化していく必要があります。

また、「スポーツ競技で、トランスジェンダー女性が、女性の種目に出場することを認めるかについても大きな問題になる可能性があります」との発言については、トランスジェンダー女性が女性の種目に出場することを認めるかという問題は、単純には答えられない複雑な問題ですが、それを理由にトランスジェンダー女性全体を排除したり差別したりすることは許されません。

最後に、「日本国憲法第 14 条では、すべての国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により政治的、経済的または社会的関係において差別されない、としていることから、そもそも LGBT に特化した法整備が必要かどうかという指摘もあります」という発言についてですが、日本国憲法第 14 条は、すべての国民が法の下に平等であることを定めていますが、現実には LGBT に対する差別や偏見が根強く存在しています。LGBT の人たちは、職場や学校でハラスメントやいじめを受けたり、医療や福祉などのサービスを受ける際に不利益や苦痛に直面したりしています。また、同性婚や性別適合手術などの必要な権利も保障されていません。このような状況は、憲法 14 条の趣旨に反しており、LGBT に特化した法整備が必要であると私たちは考えます。

そして、日本国憲法第 19 条について、「これは心の中では何を思っているにしても良いし、何を考えていても良いということでありまして、言い換えれば、心の中に国家は介入することができない規定であります」との発言については一理ありますが、それは他人に対して暴力や差別行為を行っても良いということではありません。LGBT に対する理解を促進することは、他人の思想や信条を否定することではなく、多様性を認めて尊重することです。LGBT の人たちが自分らしく生きる権利を守るためには、社会全体で理解と支援が必要であり、何よりも差別行為を禁止するための法整備が必要であると考えます。

以上のように、今回の富永議員の主張は根拠が乏しく、偏見に基づいており、反論できる点が多くあります。私たちとしては、現在国会で成立されようとしている LGBT 理解増進法案は性的マイノリティの人権保障・差別禁止の点において不十分な法案であると考えます。LGBT 理解増進法案ではなく差別禁止法案を成立させるべきだと主張します。

以上

令和5年6月14日

西東京市議会議員 各位